

令和7年9月30日

正誤表

調査対象機関からの訂正の報告がありましたので、以下のとおり訂正いたします。(下線部分)

<本文>

○P2 本文1、2、5行目

(正)

1 開示請求の件数

- (1) 令和5年度に各独立行政法人等に対して行われた開示請求は、表1のとおり9,897件であり、令和4年度に比べて764件増加している。

開示請求は、本部等の情報公開窓口以外でも受け付けられており、1,413件(14.3%)が地方事務所等の情報公開窓口での受付となっている。

また、開示請求の態様を方法別で見ると、窓口に来所又は郵送によるものが9,853件(99.6%)、オンラインによるものが44件(0.4%)となっている。

各調査項目に係る法人別内訳については、資料1を参照(以下同じ)。

(誤)

1 開示請求の件数

- (1) 令和5年度に各独立行政法人等に対して行われた開示請求は、表1のとおり9,896件であり、令和4年度に比べて763件増加している。

開示請求は、本部等の情報公開窓口以外でも受け付けられており、1,413件(14.3%)が地方事務所等の情報公開窓口での受付となっている。

また、開示請求の態様を方法別で見ると、窓口に来所又は郵送によるものが9,852件(99.6%)、オンラインによるものが44件(0.4%)となっている。

各調査項目に係る法人別内訳については、資料1を参照(以下同じ)。

○ P 3 表 1 開示請求の件数の内訳

(正)

	開示請求の件数	受付別		方法別	
		本部等	その他	来所・郵送	オンライン
令和5年度 (比率)	9,897 (100)	8,484 (85.7)	1,413 (14.3)	9,853 (99.6)	44 (0.4)
令和4年度 (比率)	9,133 (100)	8,071 (88.4)	1,062 (11.6)	9,097 (99.6)	36 (0.4)

(誤)

	開示請求の件数	受付別		方法別	
		本部等	その他	来所・郵送	オンライン
令和5年度 (比率)	9,896 (100)	8,483 (85.7)	1,413 (14.3)	9,852 (99.6)	44 (0.4)
令和4年度 (比率)	9,133 (100)	8,071 (88.4)	1,062 (11.6)	9,097 (99.6)	36 (0.4)

○ P 3 表 2 開示請求件数が多い上位 5 法人の件数及び主な内容の内訳

(正)

法人名	開示請求件数	主な開示請求の内容
国民生活センター	3,612	全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) にある消費生活相談情報 (3,607)
医薬品医療機器総合機構	1,217	医薬品・医療機器等の承認審査時の照会事項回答書 (874)
日本年金機構	680	健康保険・厚生年金保険適用事業所一覧 (355)
都市再生機構	678	工事の予定価格等に関する文書 (577)
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	676	鉄道建設に係る工事等の積算書等 (511)

(誤)

法人名	開示請求 件数	主な開示請求の内容
国民生活センター	3,611	全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) にある消費生活相談情報 (3,606)
医薬品医療機器総合機構	1,217	医薬品・医療機器等の承認審査時の照会事項回答書 (874)
日本年金機構	680	健康保険・厚生年金保険適用事業所一覧 (355)
都市再生機構	678	工事の予定価格等に関する文書 (577)
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	676	鉄道建設に係る工事等の積算書等 (511)

○P3 本文1、2、4、9、10行目

(正)

(1) 開示決定等の件数

令和5年度には、表3のとおり、9,044件の開示決定等がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）がされたものが8,168件（90.3%）、不開示決定がされたものが876件（9.7%）となっている。また、開示決定がされたもののうち、開示請求に係る法人文書について全部を開示する決定がされたものが5,092件（56.3%）、一部を開示する決定がされたものが3,076件（34.0%）となっている。

なお、開示決定がされたものの中に、法第7条に基づく公益裁量開示（不開示情報が記録された法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、独立行政法人等の裁量により開示されたもの）はみられなかった。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、163件（2.0%）となっている。

(誤)

(1) 開示決定等の件数

令和5年度には、表3のとおり、9,039件の開示決定等がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）がされたものが8,163件（90.3%）、不開示決定がされたものが876件（9.7%）となっている。また、開示決定がされたもののうち、開示請求に係る法人文書について全部を開示する決定がされたものが5,087件（56.3%）、一部を開示する決定がされたものが3,076件（34.0%）となっている。

なお、開示決定がされたものの中に、法第7条に基づく公益裁量開示（不開示情報が記録された法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、独立行政法人等の裁量により開示されたもの）はみられなかった。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、153件（1.9%）となっている。

○P 4 表 3 開示決定等の件数の内訳及び (注) 2

(正)

	開示決定等				
	計	開示決定			不開示決定
		小計	全部を開示	一部を開示	
令和5年度 (比率)	<u>9,044</u> (100)	<u>8,168</u> (90.3)	<u>5,092</u> (56.3)	3,076 (34.0)	876 (9.7)
令和4年度 (比率)	8,542 (100)	7,604 (89.0)	4,438 (52.0)	3,166 (37.1)	938 (11.0)

- (注) 1 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。
 2 開示決定したもののうち、公益裁量開示は0件（令和4年度も0件）、開示実施の申出がなかったものは163件（令和4年度は164件）である。

(誤)

	開示決定等				
	計	開示決定			不開示決定
		小計	全部を開示	一部を開示	
令和5年度 (比率)	<u>9,039</u> (100)	<u>8,163</u> (90.3)	<u>5,087</u> (56.3)	3,076 (34.0)	876 (9.7)
令和4年度 (比率)	8,542 (100)	7,604 (89.0)	4,438 (52.0)	3,166 (37.1)	938 (11.0)

- (注) 1 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。
 2 開示決定したもののうち、公益裁量開示は0件（令和4年度も0件）、開示実施の申出がなかったものは153件（令和4年度は164件）である。

○P 4 本文 9、10、12、13 行目

(正)

(2) 開示決定等の期限の遵守状況

ア 独立行政法人等は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開示決定等をしなければならない(法第10条第1項)が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている(同条第2項)。

また、③開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に法人文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの法人文書については「相当の期間」内(具体の期限については開示請求者に通知)に開示決定等をすれば足りることとされている(法第11条)。

令和5年度において開示決定等がされた9,044件についてみると、表4のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが7,757件(85.8%)、法第10条第2項に基づく期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが869件(9.6%)、法第11条に基づく期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが409件(4.5%)となっている。

(誤)

(2) 開示決定等の期限の遵守状況

ア 独立行政法人等は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開示決定等をしなければならない(法第10条第1項)が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている(同条第2項)。

また、③開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に法人文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの法人文書については「相当の期間」内(具体の期限については開示請求者に通知)に開示決定等をすれば足りることとされている(法第11条)。

令和5年度において開示決定等がされた9,039件についてみると、表4のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが7,750件(85.7%)、法第10条第2項に基づく期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが873件(9.7%)、法第11条に基づく期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが407件(4.5%)となっている。

○P 4 表 4 期限の延長、遵守の状況の内訳

(正)

	開示決定 等件数	延長手続を採らなかつたもの		延長手続を採ったもの（法第10条第2項）		期限の特例規定を適用したもの（法第11条）		合計	
		期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(a+c+e)	(b+d+f)
令和5年度 (比率)	9,044 (100)	7,757 (85.8)	1 (0.0)	869 (9.6)	8 (0.1)	409 (4.5)	0 (0.0)	9,035 (99.9)	9 (0.1)
令和4年度 (比率)	8,542 (100)	7,251 (84.9)	2 (0.0)	907 (10.6)	1 (0.0)	381 (4.5)	0 (0.0)	8,539 (100)	3 (0.0)

(誤)

	開示決定 等件数	延長手続を採らなかつたもの		延長手続を採ったもの（法第10条第2項）		期限の特例規定を適用したもの（法第11条）		合計	
		期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(a+c+e)	(b+d+f)
令和5年度 (比率)	9,039 (100)	7,750 (85.7)	1 (0.0)	873 (9.7)	8 (0.1)	407 (4.5)	0 (0.0)	9,030 (99.9)	9 (0.1)
令和4年度 (比率)	8,542 (100)	7,251 (84.9)	2 (0.0)	907 (10.6)	1 (0.0)	381 (4.5)	0 (0.0)	8,539 (100)	3 (0.0)

○P 6 本文1行目

(正)

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案409件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年超を要したものは47件あった。

関係法人では、1年超を要した理由について、対象文書が大量で不開示情報が記載された箇所も多く、精査に時間を要したことを挙げている。

(注) 1年超を要したものの47件の概要については、資料6を参照。

(誤)

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案407件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年超を要したものは47件あった。

関係法人では、1年超を要した理由について、対象文書が大量で不開示情報が記載された箇所も多く、精査に時間を要したことを挙げている。

(注) 1年超を要したものの47件の概要については、資料6を参照。

<独立行政法人等別内訳表>

○1 開示請求の件数等の内訳

(正)

法人名	法人番号	新たに受け付けた件数				取下げ事業
		受付別		方法別		
		本部等	その他	来所・郵送	オンライン	
(独立行政法人)						
(略)						
国民生活センター	4021005002918	3,612	3,612	0	3,612	0
(略)						
計		9,897	8,484	1,413	9,853	44

(誤)

法人名	法人番号	新たに受け付けた件数				取下げ事業
		受付別		方法別		
		本部等	その他	来所・郵送	オンライン	
(独立行政法人)						
(略)						
国民生活センター	4021005002918	3,611	3,611	0	3,611	0
(略)						
計		9,896	8,483	1,413	9,852	44

○2 開示決定等の件数の内訳

(正)

法人名	法人番号	開示決定等の件数				
		開示決定		(開示決定したもののうち) 公益裁量開示	(開示決定したもののうち) 開示実施の申出なし	不開示決定
		全部を開示	一部を開示			
(独立行政法人)						
(略)						
国民生活センター	3,579	3,107	3,085	22	0	30
(略)						
計	9,044	8,168	5,092	3,076	0	163

(注) 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。

(誤)

法人名	法人番号	開示決定等の件数				
		開示決定		(開示決定したもののうち) 公益裁量開示	(開示決定したもののうち) 開示実施の申出なし	不開示決定
		全部を開示	一部を開示			
(独立行政法人)						
(略)						
国民生活センター	3,574	3,102	3,080	22	0	20
(略)						
計	9,039	8,163	5,087	3,076	0	153

(注) 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。

○3 延長手続の状況の内訳

(正)

法人名	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの		法第11条の期限の特例を適用したものの		
		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したものの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したものの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したものの	1年超
(独立行政法人)								
(略)								
国民生活センター	3,579	3,563	3,563	0	10	10	0	0
(略)								
計	9,044	7,758	7,757	1	877	869	8	409

(誤)

法人名	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの		法第11条の期限の特例を適用したもの					
		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したものの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したものの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したものの	1年超			
(独立行政法人) (株) 国民生活センター (株)	3,574	3,556	3,556	0	14	14	0	4	4	0	0
計	9,038	7,751	7,750	1	881	873	8	407	407	0	47

<事例表>

○主な請求の内容（資料2）の内訳

(正)

法人名	主な開示請求の内容	件数
国民生活センター	全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）にある消費生活相談情報	3607

(誤)

法人名	主な開示請求の内容	件数
国民生活センター	全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）にある消費生活相談情報	3606